

■建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う相談窓口の設置

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会では県民の安全安心の確保を目的に、「建築物所有者等の耐震診断、耐震改修の実施に伴う相談窓口」を設置いたしましたので、お知らせいたします。

1. 設置の目的

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断、耐震改修の円滑な実施、推進のために、建築物所有者等の耐震診断、耐震改修の実施に伴う相談に応じ、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行う。

2. 開設日

- ・平成26年1月6日（月）

3. 相談日及び時間

- 軽微な電話相談：下記の相談事項等で事務局所員が対応します。

：月曜日～金曜日 9時～17時（12時～13時の間を除く。）

- 技術者対応相談：事前の書面申込により、技術者（本会会員）が対応します。

：相談日は毎週木曜日で、時間は調整させていただきます。

- 相談費用：無料

※土日、祝祭日、年末年始は休業日です。

記

- 相談事項等

①改正耐震改修促進法の内容について

②対象建築物について

③耐震診断・耐震改修の補助制度について

④耐震診断、耐震改修の設計を誰に頼めば良いか。

⑤耐震診断義務化建築物の耐震診断を実施する際に、建築士事務所を選ぶポイントについて

⑥耐震診断費用について

⑦診断を行う際の準備書類について

⑧耐震改修の具体の実施について

⑨耐震改修費用について

4. 相談窓口／問合せ先

- （一社）沖縄県建築士事務所協会 事務局

電話：098-879-1311

FAX：098-870-1611

メール：oaanirai.ne.jp